

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年4月30日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期
(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 アンジェスMG株式会社

【英訳名】 AnGes MG, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 英

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
彩都バイオインキュベータ4階

【電話番号】 072-643-3590

【事務連絡者氏名】 経理部マネージャー 桑本知明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階

【電話番号】 03-5730-2753

【事務連絡者氏名】 経理部マネージャー 桑本知明

【縦覧に供する場所】 アンジェスMG株式会社 東京支社

(東京都港区芝五丁目20番14号 三田鈴木ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日
事業収益 (千円)	178,368	75,085	585,695
経常損失 (千円)	633,394	432,691	2,783,518
四半期(当期)純損失 (千円)	639,767	444,265	2,921,390
純資産額 (千円)	8,441,369	6,096,880	6,512,927
総資産額 (千円)	9,235,095	6,856,879	7,162,146
1株当たり純資産額 (円)	71,073円67銭	50,720円14銭	54,345円29銭
1株当たり四半期 (当期)純損失 (円)	5,433円22銭	3,765円25銭	24,804円64銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	90.6	87.3	89.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△591,342	△349,515	△2,225,095
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	587,493	978,843	△530,513
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△201	—	11,727
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	5,797,845	3,679,718	3,049,098
従業員数 (名)	89	80	80

(注) 1 事業収益には消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	80(8)
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を()に外数に記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	62(4)
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を()に外数に記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	生産高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	72,419	△59.4
その他	929	△20.1
合計	73,349	△59.2

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	34,476	△39.8	62	△99.9
その他	—	—	952	0.0
合計	34,476	△39.8	1,014	△97.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業別	販売高(千円)	前年同期比(%)
医薬品	74,156	△58.2
その他	929	△20.1
合計	75,085	△57.9

- (注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
第一三共株式会社	83,943	47.1	39,742	52.9
成和産業株式会社	18,264	10.2	18,501	24.6
アルフレッサ株式会社	9,488	5.3	15,892	21.2

- 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、経済政策の効果等を背景に回復の兆しが見えてきたものの、雇用情勢の悪化やデフレの影響及び海外景気の下振れ懸念により、いまだ先行き不透明な状況でありました。

わが国の医薬品業界においては、医療費抑制政策により医療用医薬品市場の伸び率が鈍化する一方、大手製薬会社においては主要薬品の特許期限切れを控え、グローバルな新薬開発や新市場開拓を見据えたM&Aが盛んに行われており、業界内での淘汰再編がさらに進んでいくことと思われます。

このような状況の下、当社グループ（当社及び連結子会社3社）では、遺伝子医薬品の研究開発を着実に進めるとともに、新たな提携候補先との契約交渉を行うなど、事業の拡大を図ってきました。当連結会計期間の連結業績は、以下の通りです。

当第1四半期連結会計期間の事業収益は75百万円（前年同期比1億3百万円（△57.9%）の減収）となりました。

当社グループでは、医薬品事業において、虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）につき、医薬品開発の進捗に伴い、提携企業より開発協力金を受け入れ、事業収益として計上しております。

また、平成20年4月より販売を開始しましたムコ多糖症VI型治療薬「ナグラザイム」の販売収入につきましても、医薬品事業の事業収益に加えております。

医薬品事業以外のその他の事業については、HVJ-E非ウイルス性ベクター遺伝子機能解析用キットや、NF-κBデコイオリゴを含むデコイ型核酸医薬に関して、提携企業より、これら研究用試薬の販売額の一定率をロイヤリティとして受け入れ、事業収益に計上しております。

当第1四半期連結会計期間につきましては、ムコ多糖症VI型治療薬ナグラザイムの商品売上高が増加したものの、開発協力金収入の減少や、連結子会社ジェノメディア株式会社におけるライセンス契約関連収入が減少しており、事業収益全体としては前年同期比1億3百万円の減収となっております。

当第1四半期連結会計期間における事業費用は、5億82百万円（前年同期比3億71百万円（△38.9%）の減少）となりました。内訳は、売上原価が16百万円（前年同期比2百万円（+21.4%）の増加）、研究開発費3億77百万円（前年同期比3億84百万円（△50.5%）の減少）、販売管理費は1億88百万円（前年同期比10百万円（+5.8%）の増加）です。事業費用減少の主な要因は、Allovetin-7の開発に関する米国バイカル社への開発協力金負担の減少によるものです。なお、研究開発の詳細は後述の「(5) 研究開発活動」をご覧ください。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業損失は5億7百万円（前年同期の営業損失は7億75百万円）となり、前年同期より2億68百万円の損失減少となりました。

当第1四半期連結会計期間の経常損失は4億32百万円（前年同期の経常損失は6億33百万円）となりました。これは、営業損失の減少に加えて、主にNEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）及び特定非営利活動法人近畿バイオインダストリー振興会議からの開発助成金収入の増加によるものです。

当第1四半期連結会計期間の四半期純損失は、4億44百万円（前年同期の四半期純損失は6億39百万円）となっております。主に特許権の除却処理に伴い、固定資産除却損9百万円を計上しております。

所在地別セグメントの業績は、日本は、事業収益75百万円（前年同期比1億3百万円の減収）、営業損失5億10百万円（前年同期比2億68百万円の増益）となりました。北米においては、事業収益59百万円（前年同期比3百万円の減収）、営業利益2百万円（前年同期比0百万円の減益）となりました。欧州では、事業収益1百万円（前年同期比0百万円の増収）、営業利益0百万円（前年同期比0百万円の増益）となりました。なお、日本の事業収益は外部顧客に対するものであり、北米及び欧州の事業収益はセグメント間の事業収益であります。この詳細は本報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報）所在地別セグメント情報」をご覧ください。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は68億56百万円（前連結会計年度末比3億5百万円の減少）となりました。流動資産は、ナグラザイムの商品在庫が93百万円増加しましたが、主に当期事業費用への充当により現預金が3億69百万円減少し、56億30百万円（前連結会計年度末比3億4百万円の減少）となりました。一方、固定資産は、12億26百万円（前連結会計年度末比0百万円の減少）となりました。市場価格の上昇や投資事業組合への追加出資に伴い、投資有価証券が28百万円増加した一方、特許権が18百万円減少しております。

当第1四半期連結会計期間末の負債は7億59百万円（前連結会計年度末比1億10百万円の増加）となりました。内訳は流動負債7億59百万円（前連結会計年度末比1億10百万円の増加）となっております。主にナグラザイムの仕入により買掛金が1億13百万円増加しております。

純資産は60億96百万円（前連結会計年度末比4億16百万円の減少）となりました。これは、その他有価証券評価差額が15百万円増加しているものの、四半期純損失の発生に伴い利益剰余金が4億44百万円減少していることが主な要因です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ6億30百万円増加し、36億79百万円となりました。当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、3億49百万円（前年同期は5億91百万円の資金の使用）となりました。税金等調整前四半期純損失が1億94百万円縮小したことが主な要因となり、前年同期より使用した資金は2億41百万円減少しております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、9億78百万円（前年同期は5億87百万円の資金の獲得）となりました。前年同期と比較して、定期預金の預入による支出5億円が無くなり、有価証券の償還による収入が2億円増加した一方で、有価証券の取得による支出3億2百万円が発生したため、前年同期より3億91百万円の収入増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金はありません(前年同期は0百万円の資金の使用)。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更、及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業使命及び企業価値を理解し、当社の企業価値を中長期的に向上させる者でなければならぬと考えております。

また、当社は、公開会社である以上、当社株式の取引は、株主、投資家の自由意思に委ねるのが原則であり、大規模買付行為がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、大規模買付の手法によっては、株主の皆様が当該買付に応じるか否かについて検討するための十分な情報、機会を与えられることのないまま、やむなく買付に応じるという判断を行わざるを得ない状況が生じる可能性が否定できません。とりわけ当社は、難病の患者様に対する新薬開発を企業使命としており、患者様の生命や健康に直結する事業を進めていること、世界の先進国でもまだ商品化されていない遺伝子治療薬の研究開発を事業領域としていることから、その経営においては高い倫理観と遺伝子治療薬開発をはじめとするバイオテクノロジーに関する専門的な知識・ノウハウ等が要求されております。

従いまして、当社は、大規模買付行為がなされる場合に、株主の皆様提供される情報、検討機会を確保するための相当かつ適切な対応をとることが必要であると考えております。

② 基本方針実現に資する具体的な取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、当社の企業価値を維持、向上させ、投資家の皆様長期に当社に投資を継続していただくために、中期経営計画に基づき、現状の各プロジェクトの開発を着実に進め、事業化を進めるとともに、開発ポートフォリオの充実のため、他社との提携も含めた新規プロジェクトの立ち上げを検討し、進めてまいります。

(b) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

当社は、平成19年3月30日開催の当社定時株主総会にてその導入についてご承認いただきました当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針(以下、「本プラン」)の継続について平成22年3月30日開催の当社定時株主総会にてご承認を得ております。

本プランは、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社が取りうる対応方針から構成されております。大規模買付ルールの内容は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」)を行おうとする者に対し、(a)大規模買付の目的、方法及び内容、大規模買付後の事業計画等についての情報提供と、(b)当社取締役会による適切な評価期間(90日)の確保を要請するものです。当社取締役会は、評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適切と判断する時点で公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、対抗措置(新株予約権の無償割当て)を決議することができるものとします。対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するもの

ではありません。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ては、具体的には、一定の基準日現在の株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てるものです。新株予約権には、大規模買付者を含む特定の株主グループによる権利行使が認められないという行使条件を付し、当社が大規模買付者を含む特定の株主グループ以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する取得条件を付しています。

本プランの導入後であっても対抗措置が発動されない限り、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。一方、対抗措置が発動された場合、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者においては、その持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する（いわゆる「希釈化」）という不利益を受けることとなります。また、この場合、新株予約権の無償割当てが実施され、当社が大規模買付者以外の株主の皆様から当社株式と引き換えに新株予約権を取得した場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使なしで当社株式を受領することとなります。当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合には、適時適切な開示を行います。

本プランの有効期間は、平成22年開催の定時株主総会にて継続のご承認をいただきましたことから、平成22年開催の定時株主総会の日から平成23年開催の定時株主総会の日までとなっております。また、本プランを継続するか否かについては、平成23年開催の定時株主総会にて審議、決定することとし、以後も同様となっております。なお、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会は、本プランを廃止することができ、この場合、当該決議が行われた日をもって本プランは廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない限度で本プランを修正し、又は変更することができるものとします。当社は、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、変更の内容又は廃止について速やかに情報開示します。

なお、本プランの詳細は平成21年2月23日付で「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続および修正に関するお知らせ」として公表されております。

③ 具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記②(a)の取り組みは、当社の企業価値を持続的に向上させるためのものであり、また、上記②(b)の本プランは、株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様を提供される情報、検討機会を十分に確保する目的とするものであり、対抗措置の発動は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限定されるため、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものでもないことから、上記①の基本方針に沿い、当社株主全体の利益に合致するものと考えております。

(5) 研究開発活動

当社グループでは、以下のプロジェクトを中心に研究開発を進めました。

虚血性疾患治療剤「コラテジェン」（HGF遺伝子治療薬）については、重症虚血肢を有する閉塞性動脈硬化症及びバージャー病を適応症として、平成20年3月に国内において製造販売承認申請をいたしました。現在は規制当局による審査を受けており、第一三共株式会社との独占的販売契約の下で、両社でコラテジェンの上市に向けた準備を進めております。

米国の開発に関しては、第Ⅲ相臨床試験プロトコールについて、アメリカFDA（米国食品医薬品局）とSPA（Special Protocol Assessment）を平成21年11月23日付で合意をうけ、現在米国第Ⅲ相臨床試験の共同開発を実施するパートナー候補との提携交渉中であります。提携が決定次第、試験を開始したいと考えております。

NF- κ Bデコイオリゴに関しては、アトピー性皮膚炎適応の開発パートナーを選定し、国内第Ⅲ相臨床試験を進めたいと考えております。現在は、平成22年3月29日に発表致しましたとおり、グローバル開発が可能な塩野義製薬株式会社との間で、共同開発に関する協議を進めております。

さらに、NF- κ Bデコイオリゴの次世代型として株式会社ジーンデザイン、ホソカワミクロン株式会社及び大阪大学との間において、新規構造を有する核酸ハイブリッドデコイにより難治性炎症性疾患に対する医薬品開発を目指す産学4者共同研究開発を進めております。

また、PTAバルーンカテーテルの外表面に抗炎症薬NF- κ Bデコイを塗布し、バルーン拡張時に発生する血管炎症を強力に抑制する事で「再狭窄」を予防する新世代の医療機器の開発プロジェクトを、NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の助成のもとで行っております。現状の末梢血管内治療法では血管の再狭窄率が高く「再狭窄予防」が期待できるPTAバルーンカテーテルが求められており、本製品の開発によりカテーテル血管拡張の再処置や外科的バイパス手術の回避が可能になり、患者QOLの向上や患者負担の軽減が期待できます。

抗菌作用を有する機能性ペプチドに関しては、平成21年4月より森下仁丹株式会社と共同で研究を実施しており、同社の傷あて剤などの医療機器における強みを生かして、応用製品の共同研究を進めてまいります。

GEN0101については、子会社ジェノメディア株式会社において前臨床試験を進めておりますが、平成21年1月に株式会社TSD Japanに対し、前立腺癌分野の国内での独占的製造、開発、販売権を供与するライセンス契約を締結いたしております。GEN0101については、前立腺癌を対象とした臨床応用に必要な安全性試験、薬効薬理試験、安定性試験のそれぞれについてデータの取得をほぼ完了しております。

転移性メラノーマ（悪性黒色腫）治療薬Allovetin-7については、提携先の米国バイカル社において第Ⅲ相試験を国際共同治験（15カ国）として実施しております。転移性メラノーマは進行が早く生存率が低い難病ですが、既存薬は治療効果が低く副作用が強いことから、より有効で安全性に優れた治療薬が求められております。Allovetin-7は、免疫の賦活化（活性化誘導）により腫瘍細胞を直接攻撃して除去する新しいメカニズムの免疫誘導型の癌治療ワクチンであり、安全性、有効性ともに既存薬を上回る新薬として期待されております。なお、本剤の開発については既にバイカル社と米国FDAとの間でSPA合意がなされており、平成22年1月に症例登録を終了した後、現在臨床試験の最終段階を実施中です。

医薬品開発の状況

（自社品）

区分	製品名/プロジェクト	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医薬品	コラテジェン (HGF遺伝子治療薬)	重症下肢虚血 (閉塞性動脈硬化症の重症) 及び バージャー病	日本	申請中	第一三共株式会社 (販売権供与)
			欧米	第Ⅲ相準備中	
		虚血性心疾患	日本	臨床準備中	第一三共株式会社 (販売権供与)
			米国	第Ⅰ相	
	パーキンソン病		前臨床	未定	
NF- κ Bデコイオリゴ	アトピー性皮膚炎	日本	第Ⅱ相	未定	
		欧米	前臨床		
医療機器	薬剤塗布型 PTAバルーン カテーテル	血管再狭窄予防		臨床準備中	メディキット株式会社 ホソカワミクロン株式会社 (共同研究)
	機能性ペプチド	創傷		応用研究中	森下仁丹株式会社 (共同研究)

(提携開発品)

区分	製品名/プロジェクト	適応症	地域	開発段階	開発企業	当社の権利
医薬品	Allovectin-7 (遺伝子治療薬)	悪性黒色腫 (メラノーマ)	欧米	第Ⅲ相	バイカル社 (米)	米国等売上高に対するロイヤリティ 受取権、アジアの 開発販売権

(連結子会社ジェノメディア株式会社の開発品)

区分	開発コード	適応症	地域	開発段階	主な提携先
医薬品	GEN0101	前立腺癌	日本	前臨床	株式会社TSD Japan (製造開発販売権供与)

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,464
計	370,464

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年4月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	117,991	117,991	東京証券取引所 マザーズ市場	(注) 1
計	117,991	117,991	—	—

(注) 1 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用しておりませんので、単元株式数は記載しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権

株主総会の特別決議日(平成13年8月3日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 2,693 (注) 1 ② 40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり50,000(注) 2
新株予約権の行使期間	①平成15年8月5日～平成23年6月30日 ②平成14年6月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成14年1月31日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	482 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成14年3月29日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	162 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年3月30日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198
新株予約権の行使の条件	被付与者が使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月21日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	211 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	211 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり280,396 (注)5
新株予約権の行使期間	平成16年6月22日～平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280,396 資本組入額 140,198
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成15年3月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	700 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	700 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891,785 (注)7,8
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日～平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891,785 資本組入額 445,893
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成16年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	420 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 370 (注) 6 ② 50
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり671,779 (注) 7, 8 ② 1株当たり584,000
新株予約権の行使期間	①平成18年4月1日～平成25年12月31日 ②平成18年4月1日～平成25年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	①発行価格 671,779 資本組入額 335,890 ②発行価格 584,000 資本組入額 292,000
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成17年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	565 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	565 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり807,975 (注) 7, 8
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日～平成26年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 807,975 資本組入額 403,988
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日(平成18年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	890 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 790 (注) 6 ② 100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり762,396 (注) 7, 8 ② 1株当たり583,000
新株予約権の行使期間	① 平成20年4月1日～平成27年12月31日 ② 平成20年12月26日～平成27年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 762,396 資本組入額 381,198 ② 発行価格 583,000 資本組入額 291,500
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく特別決議による新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年3月30日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	430 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 115 (注) 6 ② 315
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり636,195 (注) 7, 8 ② 1株当たり651,000
新株予約権の行使期間	① 平成21年5月9日～平成28年12月31日 ② 平成21年12月5日～平成28年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 636,195 資本組入額 318,098 ② 発行価格 651,000 資本組入額 325,500
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 10

株主総会の特別決議日(平成20年3月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	595 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	① 350 (注) 6 ② 245
新株予約権の行使時の払込金額(円)	① 1株当たり428,551 (注) 7, 8 ② 1株当たり158,810
新株予約権の行使期間	① 平成22年5月13日～平成29年12月31日 ② 平成23年2月13日～平成29年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	① 発行価格 428,551 資本組入額 214,276 ② 発行価格 158,810 資本組入額 79,405
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 10

株主総会の特別決議日(平成21年3月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	90 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり177,145 (注) 7, 8
新株予約権の行使期間	平成23年9月7日～平成30年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 177,145 資本組入額 88,573
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った場合は原則として権利行使不能。その他、細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び担保権の設定の禁止
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 10

- (注) 1 株式数は、当社が株式分割等により、発行価額を下回る払込価額で新株を発行する時は次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 2 発行価額は、当社が株式分割等によりこの発行価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 3 新株予約権 1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

- 4 株式数は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

- 5 払込価額は、当社が株式分割等によりこの払込価額を下回る価額による新株の発行が行われる場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により調整されます。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 6 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数のみについて行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(併合)の比率}$$

- 7 払込価額は、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で新株の発行を行う場合又は時価を下回る価額での自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資の場合、新株予約権並びに平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく新株引受権の行使の場合を除く)(以下、両者あわせて「新規発行(処分)」という)は、次の算式により調整されます。なお、算式中「既発行株式数」には、新規発行(処分)の前において当社が所有する自己株式数は含まれません。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{調整前払込価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}} \right)}{1}$$

- 8 新株予約権の発行日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(併合)の比率}}$$

- 9 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記6に準じて決定いたします。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記7、8で定められる払込価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本号①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)10に準じて決定する。
- 10 下記に掲げる議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社が発行する全部の株式を内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- なお、新株予約権者が権利行使の条件を満たさずに新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合には、取締役会の決議をもって当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- また、新株予約権者がその有する新株予約権の全部又は一部について権利放棄を行った場合には、取締役会の決議をもって当該権利放棄された新株予約権についても、無償で取得することができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年3月31日	—	117,991	—	9,460,618	—	7,771,361

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 117,991	117,991	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	117,991	—	—
総株主の議決権	—	117,991	—

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	154,600	149,300	151,000
最低(円)	129,900	128,000	134,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（マザーズ）における株価を記載しております。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)については改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,179,738	3,549,098
売掛金	68,049	64,648
有価証券	1,500,992	1,498,278
商品及び製品	126,930	33,447
仕掛品	62	1,798
原材料及び貯蔵品	454,437	480,416
前渡金	256,477	247,132
前払費用	22,591	28,215
立替金	1,190	1,089
その他	20,287	31,300
流動資産合計	5,630,757	5,935,426
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,604	58,599
減価償却累計額	△43,942	△43,276
建物（純額）	14,661	15,322
機械及び装置	53,091	53,091
減価償却累計額	△51,731	△51,607
機械及び装置（純額）	1,360	1,483
工具、器具及び備品	399,783	400,778
減価償却累計額	△359,807	△356,761
工具、器具及び備品（純額）	39,976	44,016
有形固定資産合計	55,997	60,823
無形固定資産		
特許権	177,016	195,654
その他	13,829	16,561
無形固定資産合計	190,846	212,215
投資その他の資産		
投資有価証券	858,237	829,443
敷金及び保証金	54,798	54,784
その他	66,241	69,453
投資その他の資産合計	979,277	953,681
固定資産合計	1,226,121	1,226,720
資産合計	6,856,879	7,162,146

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	162,315	49,134
未払金	38,325	42,199
未払費用	6,587	11,161
未払法人税等	10,427	23,821
前受金	533,577	515,101
預り金	8,764	7,799
流動負債合計	759,998	649,218
負債合計	759,998	649,218
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,460,618	9,460,618
資本剰余金	7,771,361	7,771,361
利益剰余金	△11,602,351	△11,158,086
株主資本合計	5,629,627	6,073,893
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	386,053	370,141
為替換算調整勘定	△31,160	△31,780
評価・換算差額等合計	354,892	338,361
新株予約権	112,360	100,673
純資産合計	6,096,880	6,512,927
負債純資産合計	6,856,879	7,162,146

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
事業収益		
商品売上高	※1 27,752	※1 34,394
研究開発事業収益	150,615	40,691
事業収益合計	178,368	75,085
事業費用		
売上原価	※1 13,317	※1 16,167
研究開発費	※2 762,399	※2 377,673
販売費及び一般管理費	※3 178,578	※3 188,916
事業費用合計	954,295	582,756
営業損失(△)	△775,926	△507,671
営業外収益		
受取利息	4,958	3,285
補助金収入	143,343	73,177
雑収入	978	2,620
営業外収益合計	149,279	79,083
営業外費用		
株式交付費	201	—
為替差損	6,529	4,103
雑損失	16	—
営業外費用合計	6,747	4,103
経常損失(△)	△633,394	△432,691
特別損失		
固定資産除却損	※4 2,963	※4 9,107
特別損失合計	2,963	9,107
税金等調整前四半期純損失(△)	△636,357	△441,798
法人税、住民税及び事業税	3,409	2,466
法人税等合計	3,409	2,466
四半期純損失(△)	△639,767	△444,265

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△636,357	△441,798
減価償却費	31,213	25,532
受取利息	△4,958	△3,285
為替差損益(△は益)	5,360	△756
固定資産除却損	2,963	9,107
株式交付費	201	—
株式報酬費用	11,955	11,687
売上債権の増減額(△は増加)	△13,612	△3,400
たな卸資産の増減額(△は増加)	△32,981	△65,766
仕入債務の増減額(△は減少)	102,126	113,181
前渡金の増減額(△は増加)	△12,828	△9,345
未払金の増減額(△は減少)	4,527	△3,993
前受金の増減額(△は減少)	△44,408	18,475
その他の流動資産の増減額(△は増加)	18,059	17,639
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△18,502	△15,857
小計	△587,239	△348,580
利息の受取額	7,134	4,719
法人税等の支払額	△11,237	△5,654
営業活動によるキャッシュ・フロー	△591,342	△349,515
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△500,000	—
定期預金の払戻による収入	500,000	500,000
有価証券の取得による支出	—	△302,027
有価証券の償還による収入	600,000	800,000
有形固定資産の取得による支出	△2,150	△810
有形固定資産の売却による収入	—	19
無形固定資産の取得による支出	△7,635	△4,338
投資有価証券の取得による支出	—	△14,000
長期前払費用の取得による支出	△2,719	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	587,493	978,843
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	△201	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△201	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,323	1,292
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△1,726	630,619
現金及び現金同等物の期首残高	5,799,571	3,049,098
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 5,797,845	※ 3,679,718

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)	
棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,900,000千円 当第1四半期連結会計期間末 残高 — 千円	1 運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。 当座貸越契約の総額 1,900,000千円 当連結会計年度末残高 — 千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、14,435千円であります。	※1 商品売上高から売上原価を差し引いた売上総利益は、18,227千円であります。
※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※2 研究開発費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 137,175千円	給与手当 107,890千円
外注費 347,635	外注費 86,994
減価償却費 24,753	消耗品費 38,517
	減価償却費 20,156
※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 19,859千円	役員報酬 30,481千円
給与手当 58,802	給与手当 55,239
支払手数料 36,361	支払手数料 25,507
減価償却費 3,070	減価償却費 2,164
※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
機械装置 689千円	工具器具備品 17千円
特許権 2,117	特許権 9,090
原状回復費用 157	
計 2,963	計 9,107

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 5,797,914千円	現金及び預金 3,179,738千円
有価証券 400,560	有価証券 1,500,992
短期貸付金(現先) 499,931	短期貸付金(現先) —
計 6,698,405千円	計 4,680,731千円
預入期間が3か月超の定期預金 △ 500,000	預入期間が3か月超の定期預金 —
MMF及びCP以外の有価証券 △ 400,560	MMF及びCP以外の有価証券 △ 1,001,012
現金及び現金同等物 5,797,845千円	現金及び現金同等物 3,679,718千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	117,991

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	112,360

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当第1四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成21年12月31日残高(千円)	9,460,618	7,771,361	△11,158,086	6,073,893
四半期連結会計期間中の変動額				
四半期純損失			△444,265	△444,265
四半期連結会計期間中の変動額 合計(千円)			△444,265	△444,265
平成22年3月31日残高(千円)	9,460,618	7,771,361	△11,602,351	5,629,627

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

当第1四半期連結累計期間において、医薬事業の事業収益、営業利益の金額は全セグメントの事業収益の合計額、営業利益の合計額の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

当第1四半期連結累計期間において、医薬事業の事業収益、営業利益の金額は全セグメントの事業収益の合計額、営業利益の合計額の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
事業収益及び営業損益						
(1) 外部顧客に 対する事業収益	178,368	—	—	178,368	—	178,368
(2) セグメント間の内部 事業収益又は振替高	—	63,189	1,592	64,781	(64,781)	—
計	178,368	63,189	1,592	243,150	(64,781)	178,368
営業利益又は営業損失(△)	△778,468	3,009	75	△775,383	(542)	△775,926

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1) 北米……米国
(2) 欧州……英国

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
事業収益及び営業損益						
(1) 外部顧客に 対する事業収益	75,085	—	—	75,085	—	75,085
(2) セグメント間の内部 事業収益又は振替高	—	59,395	1,596	60,992	(60,992)	—
計	75,085	59,395	1,596	136,077	(60,992)	75,085
営業利益又は営業損失(△)	△510,352	2,593	87	△507,671	—	△507,671

- (注) 1 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
2 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
(1) 北米……米国
(2) 欧州……英国

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

費用計上額及び科目名

研究開発費の株式報酬費用 7,566千円

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 4,120千円

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
50,720円14銭	54,345円29銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年3月31日)	前連結会計年度末 (平成21年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	6,096,880	6,512,927
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	112,360	100,673
(うち新株予約権)	(112,360)	(100,673)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	5,984,520	6,412,254
期末の普通株式の数(株)	117,991	117,991

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失 5,433円22銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 3,765円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、ストック・オプション制度導入に伴う新株引受権及び新株予約権残高がありますが、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
四半期純損失(千円)	639,767	444,265
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	639,767	444,265
普通株式の期中平均株式数(株)	117,751	117,991
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,767株)及び新株予約権(新株予約権の数4,110個)	旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5に基づく特別決議による新株引受権(新株引受権の目的となる株式の数3,377株)及び新株予約権(新株予約権の数3,901個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月8日

アンジェスMG株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェスMG株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月27日

アンジェスMG株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久依 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアンジェスMG株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アンジェスMG株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。